

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月25日
【四半期会計期間】	第112期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD .
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258)36-4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 長野 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03)3984-3824番(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部・東京事務所長 梶山 敏男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度中間 連結会計期間	平成24年度中間 連結会計期間	平成25年度中間 連結会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	11,926	11,171	11,230	23,385	21,992
連結経常利益	百万円	1,473	1,083	1,517	2,683	2,702
連結中間純利益	百万円	1,092	626	944		
連結当期純利益	百万円				1,542	1,617
連結中間包括利益	百万円	1,106	347	288		
連結包括利益	百万円				3,384	7,585
連結純資産額	百万円	62,047	64,173	71,211	64,076	71,161
連結総資産額	百万円	1,317,982	1,330,035	1,346,650	1,330,626	1,346,608
1株当たり純資産額	円	620.12	641.30	711.65	640.44	711.34
1株当たり中間純利益金額	円	10.96	6.29	9.48		
1株当たり当期純利益金額	円				15.48	16.23
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	9.48		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				-	-
自己資本比率	%	4.68	4.80	5.26	4.79	5.26
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	13,875	4,839	4,182	16,994	3,308
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	11,234	2,131	5,110	21,489	3,292
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	464	450	446	1,098	6,030
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	35,315	36,263	39,159	29,742	30,312
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,009 [393]	1,001 [392]	979 [390]	989 [391]	972 [388]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成23年度中間連結会計期間、平成24年度中間連結会計期間、平成23年度、平成24年度の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第110期中	第111期中	第112期中	第110期	第111期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	11,794	11,009	11,067	23,076	21,683
経常利益	百万円	1,440	1,039	1,466	2,621	2,622
中間純利益	百万円	1,071	605	914		
当期純利益	百万円				1,519	1,585
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	100,014	100,014	100,014	100,014	100,014
純資産額	百万円	61,567	63,652	70,626	63,587	70,617
総資産額	百万円	1,317,140	1,329,129	1,345,660	1,329,747	1,345,617
預金残高	百万円	1,223,930	1,228,974	1,246,110	1,231,046	1,244,943
貸出金残高	百万円	870,094	872,460	886,434	878,016	889,658
有価証券残高	百万円	367,145	368,299	375,526	378,770	384,293
1株当たり中間純利益金額	円	10.75	6.07	9.17		
1株当たり当期純利益金額	円				15.25	15.91
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	9.17		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				-	-
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	4.67	4.78	5.24	4.78	5.24
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	995 [373]	988 [372]	966 [372]	976 [371]	960 [368]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成23年9月、平成24年9月、平成24年3月、平成25年3月の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済を顧みますと、年度初めごろから持ち直しに転じた輸出や個人消費の動きは次第に一服したものの、非製造業を中心に設備投資に持ち直しの動きが波及し、全体として緩やかに回復する展開となりました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、政府の財政政策により公共投資が増加したことや、生産が堅調に推移したことにより、緩やかに持ち直す展開となりました。

このような経済状況のもとで、当行グループの当第2四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、資金運用収益92億50百万円（前年同四半期比4億7百万円減少）、役務取引等収益10億58百万円（前年同四半期比40百万円増加）、その他経常収益6億3百万円（前年同四半期比3億62百万円増加）などにより経常収益は112億30百万円（前年同四半期比59百万円増加）となりました。また、資金調達費用3億74百万円（前年同四半期比1億12百万円減少）、役務取引等費用7億95百万円（前年同四半期比31百万円増加）、営業経費71億28百万円（前年同四半期比2億34百万円減少）、その他経常費用11億8百万円（前年同四半期比3億65百万円減少）などにより経常費用は97億12百万円（前年同四半期比3億76百万円減少）となり、その結果、経常利益は15億17百万円（前年同四半期比4億34百万円増加）となりました。

これらにより、当第2四半期連結累計期間の純利益は、特別損失78百万円、法人税等合計4億84百万円などにより9億44百万円（前年同四半期比3億18百万円増加）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産1兆3,466億50百万円（前年度末比42百万円増加）、純資産は712億11百万円（前年度末比50百万円増加）となりました。主要科目につきましては、貸出金8,863億15百万円（前年度末比32億65百万円減少）、有価証券3,756億88百万円（前年度末比87億45百万円減少）、預金1兆2,460億70百万円（前年度末比11億63百万円増加）となりました。

[次へ](#)

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門85億68百万円（合計に対する割合96.5%）、国際業務部門3億8百万円（合計に対する割合3.5%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門2億61百万円（合計に対する割合99.3%）、国際業務部門1百万円（合計に対する割合0.7%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	8,939	232	-	9,171
	当第2四半期連結累計期間	8,568	308	-	8,876
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	9,421	244	8	9,657
	当第2四半期連結累計期間	8,938	316	5	9,250
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	482	12	8	486
	当第2四半期連結累計期間	370	8	5	374
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	251	1	-	253
	当第2四半期連結累計期間	261	1	-	263
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,011	7	-	1,018
	当第2四半期連結累計期間	1,051	6	-	1,058
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	759	5	-	764
	当第2四半期連結累計期間	790	5	-	795
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	237	14	-	252
	当第2四半期連結累計期間	11	23	-	11
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	238	14	-	253
	当第2四半期連結累計期間	294	23	-	317
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
	当第2四半期連結累計期間	306	-	-	306

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務を中心に10億58百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に7億95百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,011	7	-	1,018
	当第2四半期連結累計期間	1,051	6	-	1,058
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	237	-	-	237
	当第2四半期連結累計期間	252	-	-	252
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	359	6	-	365
	当第2四半期連結累計期間	353	5	-	358
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	17	-	-	17
	当第2四半期連結累計期間	18	-	-	18
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	40	-	-	40
	当第2四半期連結累計期間	33	-	-	33
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	2	-	-	2
	当第2四半期連結累計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	13	1	-	14
	当第2四半期連結累計期間	13	1	-	14
うち投信・保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	238	-	-	238
	当第2四半期連結累計期間	262	-	-	262
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	759	5	-	764
	当第2四半期連結累計期間	790	5	-	795
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	66	5	-	72
	当第2四半期連結累計期間	64	5	-	69

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,226,687	2,252	-	1,228,940
	当第2四半期連結会計期間	1,243,943	2,127	-	1,246,070
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	392,871	-	-	392,871
	当第2四半期連結会計期間	401,071	-	-	401,071
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	828,947	-	-	828,947
	当第2四半期連結会計期間	833,453	-	-	833,453
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,868	2,252	-	7,121
	当第2四半期連結会計期間	9,417	2,127	-	11,545
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	-	-	-	-
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,226,687	2,252	-	1,228,940
	当第2四半期連結会計期間	1,243,943	2,127	-	1,246,070

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	872,374	100.00	886,315	100.00
製造業	88,217	10.11	84,180	9.50
農業, 林業	6,571	0.75	5,985	0.68
漁業	584	0.07	840	0.10
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,212	0.25	1,839	0.21
建設業	61,732	7.08	60,895	6.87
電気・ガス・熱供給・水道業	1,700	0.20	1,200	0.14
情報通信業	4,041	0.46	3,562	0.40
運輸業, 郵便業	22,208	2.55	22,543	2.54
卸売業, 小売業	83,865	9.61	77,408	8.73
金融業, 保険業	28,285	3.24	43,724	4.93
不動産業, 物品賃貸業	89,055	10.21	93,657	10.57
サービス業等	95,395	10.94	92,301	10.41
地方公共団体	100,523	11.52	107,341	12.11
その他	287,977	33.01	290,830	32.81

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。
2. 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少による流入32億64百万円、預金の増加による流入11億62百万円、コールマネー等の増加による流入4億36百万円などにより41億82百万円の流入（前年同四半期比6億57百万円の流入減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還による収支74億36百万円、金銭の信託の増加による支出20億円などで51億10百万円の流入（前年同四半期比29億79百万円の流入増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払2億49百万円及びリース債務の返済による支出1億95百万円などにより4億46百万円の流出（前年同四半期比4百万円の流出減少）となりました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は391億59百万円（前年同四半期末は362億63百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	9,582	9,067	515
経費(除く臨時処理分)	7,201	7,056	145
人件費	3,963	3,836	127
物件費	2,951	2,933	18
税金	286	286	0
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,380	2,010	370
一般貸倒引当金繰入額	354	108	246
業務純益	2,734	2,119	615
うち債券関係損益	199	79	278
臨時損益	1,695	652	1,043
うち株式等関係損益	213	138	351
うち不良債権処理額	1,426	913	513
貸出金償却	572	535	37
個別貸倒引当金繰入額	781	319	462
偶発損失引当金繰入額	56	43	13
債権等売却損	15	14	1
うち償却債権取立益	121	293	172
経常利益	1,039	1,466	427
特別損益	22	78	56
うち固定資産処分損益	3	28	25
うち減損損失	19	49	30
税引前中間純利益	1,016	1,388	372
法人税、住民税及び事業税	472	399	73
法人税等調整額	62	74	136
法人税等合計	410	474	64
中間純利益	605	914	309

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
(1) 資金運用利回	1.49	1.41	0.08
（イ）貸出金利回	1.85	1.69	0.16
（ロ）有価証券利回	0.90	0.94	0.04
(2) 資金調達原価	1.26	1.20	0.06
（イ）預金等利回	0.05	0.05	0.00
（ロ）外部負債利回	0.81	0.81	0.00
(3) 総資金利鞘 -	0.23	0.20	0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	7.46	5.67	1.79
業務純益ベース	8.57	5.98	2.59
中間純利益ベース	1.89	2.58	0.69

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（未残）	1,228,974	1,246,110	17,136
預金（平残）	1,191,914	1,210,436	18,522
貸出金（未残）	872,460	886,434	13,974
貸出金（平残）	836,610	852,207	15,597

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	919,557	928,767	9,210
法人	254,366	263,736	9,370
計	1,173,923	1,192,504	18,581

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
住宅ローン残高	237,218	242,992	5,774
その他ローン残高	20,756	19,588	1,168
計	257,975	262,581	4,606

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	687,186	675,581	11,605
総貸出金残高	百万円	872,460	886,434	13,974
中小企業等貸出金比率	/ %	78.76	76.21	2.55
中小企業等貸出先件数	件	62,836	60,534	2,302
総貸出先件数	件	63,055	60,767	2,288
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.65	99.62	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	32	472	32	520
信用状	13	123	12	35
保証	572	2,862	431	3,130
計	617	3,458	475	3,686

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本剰余金	8,208	8,208
	利益剰余金	40,284	41,775
	自己株式()	126	127
	社外流出予定額()	249	249
	新株予約権	-	11
	計 (A)	58,118	59,619
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,037	2,000
	一般貸倒引当金	3,095	2,579
	負債性資本調達手段等	12,000	7,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	12,000	7,000
	計	17,133	11,579
	うち自己資本への算入額 (B)	17,133	11,579
控除項目	控除項目(注2) (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	75,251	71,198
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	563,643	576,054
	オフ・バランス取引等項目	2,973	3,393
	信用リスク・アセットの額 (E)	566,616	579,447
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	37,191	36,010
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,975	2,880
	計(E) + (F) (H)	603,807	615,458
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		12.46	11.56
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.62	9.68

(注) 1. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年 9月30日	平成25年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	10,000	10,000
	資本準備金	8,208	8,208
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	1,791	1,791
	その他利益剰余金	38,258	39,708
	その他	-	-
	自己株式（ ）	126	127
	社外流出予定額（ ）	249	249
	新株予約権	-	11
	計（ A ）	57,883	59,343
補完的項目 （Tier 2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,037	2,000
	一般貸倒引当金	2,960	2,462
	負債性資本調達手段等	12,000	7,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	12,000	7,000
	計	16,997	11,462
	うち自己資本への算入額（ B ）	16,997	11,462
控除項目	控除項目（注2）（ C ）	-	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	74,881	70,806
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	562,456	574,802
	オフ・バランス取引等項目	2,973	3,393
	信用リスク・アセットの額（ E ）	565,429	578,195
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（ G ） / 8%）（ F ）	36,748	35,631
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（ G ）	2,939	2,850
	計（ E ） + （ F ）（ H ）	602,178	613,826
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（ % ）		12.43	11.53
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（ % ）		9.61	9.66

（注）1．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	73	59
危険債権	327	289
要管理債権	10	8
正常債権	8,399	8,601

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	100,014,000	100,014,000	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 1,000株
計	100,014,000	100,014,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月25日
新株予約権の数	2,093個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	209,300株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年7月13日～平成55年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 226円 資本組入額 113円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。

新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。

新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	100,014	-	10,000	-	8,208

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,696	5.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,521	5.52
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	2,622	2.62
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	2,594	2.59
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,393	2.39
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,480	1.47
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,428	1.42
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	1,424	1.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,395	1.39
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,365	1.36
計		25,918	25.91

株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日に株式会社みずほ銀行を吸収合併し、これに伴い、商号を株式会社みずほ銀行と変更しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 398,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,316,000	99,316	同上
単元未満株式	普通株式 300,000	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	100,014,000	-	-
総株主の議決権	-	99,316	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	398,000	-	398,000	0.39
計		398,000	-	398,000	0.39

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	⁸ 30,312	⁸ 39,159
コールローン及び買入手形	20,000	20,000
商品有価証券	228	266
金銭の信託	3,000	5,000
有価証券	^{1, 2, 8, 14} 384,433	^{1, 2, 8, 14} 375,688
貸出金	^{3, 4, 5, 6, 7, 9} 889,580	^{3, 4, 5, 6, 7, 9} 886,315
外国為替	⁷ 4,158	⁷ 4,100
その他資産	⁸ 4,054	⁸ 3,456
有形固定資産	^{10, 11} 14,817	^{10, 11} 14,824
無形固定資産	382	254
繰延税金資産	1,262	1,557
支払承諾見返	2,420	3,686
貸倒引当金	8,042	7,659
資産の部合計	1,346,608	1,346,650
負債の部		
預金	1,244,907	1,246,070
コールマネー及び売渡手形	1,127	1,564
借入金	¹² 9,959	¹² 9,470
外国為替	-	0
社債	¹³ 3,000	¹³ 3,000
その他負債	6,198	4,207
賞与引当金	707	787
役員賞与引当金	29	11
退職給付引当金	4,360	4,081
役員退職慰労引当金	178	-
睡眠預金払戻損失引当金	200	213
偶発損失引当金	265	272
利息返還損失引当金	9	12
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 2,080	¹⁰ 2,062
支払承諾	2,420	3,686
負債の部合計	1,275,446	1,275,438

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	41,047	41,775
自己株式	126	127
株主資本合計	59,130	59,857
その他有価証券評価差額金	9,319	8,652
土地再評価差額金	¹⁰ 2,413	¹⁰ 2,381
その他の包括利益累計額合計	11,732	11,034
新株予約権	-	11
少数株主持分	299	308
純資産の部合計	71,161	71,211
負債及び純資産の部合計	1,346,608	1,346,650

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	11,171	11,230
資金運用収益	9,657	9,250
(うち貸出金利息)	7,801	7,242
(うち有価証券利息配当金)	1,809	1,961
役務取引等収益	1,018	1,058
その他業務収益	253	317
その他経常収益	¹ 241	¹ 603
経常費用	10,088	9,712
資金調達費用	486	374
(うち預金利息)	346	310
役務取引等費用	764	795
その他業務費用	0	306
営業経費	7,362	7,128
その他経常費用	² 1,473	² 1,108
経常利益	1,083	1,517
特別損失	22	78
固定資産処分損	3	28
減損損失	19	49
税金等調整前中間純利益	1,060	1,439
法人税、住民税及び事業税	482	408
法人税等調整額	61	75
法人税等合計	420	484
少数株主損益調整前中間純利益	639	955
少数株主利益	12	10
中間純利益	626	944

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	639	955
その他の包括利益	291	666
その他有価証券評価差額金	291	666
中間包括利益	347	288
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	334	278
少数株主に係る中間包括利益	12	10

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
当期首残高	39,903	41,047
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
中間純利益	626	944
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	380	727
当中間期末残高	40,284	41,775
自己株式		
当期首残高	125	126
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	126	127
株主資本合計		
当期首残高	57,986	59,130
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
中間純利益	626	944
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	380	727
当中間期末残高	58,367	59,857

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,376	9,319
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	291	666
当中間期変動額合計	291	666
当中間期末残高	3,084	8,652
土地再評価差額金		
当期首残高	2,438	2,413
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	3	31
当中間期末残高	2,435	2,381
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,814	11,732
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	31
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	291	666
当中間期変動額合計	295	698
当中間期末残高	5,519	11,034
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	-	11
当中間期変動額合計	-	11
当中間期末残高	-	11
少数株主持分		
当期首残高	274	299
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	11	9
当中間期変動額合計	11	9
当中間期末残高	286	308
純資産合計		
当期首残高	64,076	71,161
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
中間純利益	626	944
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	279	645
当中間期変動額合計	97	49
当中間期末残高	64,173	71,211

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,060	1,439
減価償却費	448	453
減損損失	19	49
持分法による投資損益(は益)	19	25
貸倒引当金の増減()	305	383
賞与引当金の増減額(は減少)	102	79
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14	18
退職給付引当金の増減額(は減少)	282	279
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	46	26
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	8	12
偶発損失引当金の増減()	27	6
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	10	3
資金運用収益	9,657	9,250
資金調達費用	486	374
有価証券関係損益()	16	59
金銭の信託の運用損益(は運用益)	6	27
為替差損益(は益)	4	3
固定資産処分損益(は益)	3	28
貸出金の純増()減	5,569	3,264
預金の純増減()	2,067	1,162
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	320	489
コールマネー等の純増減()	105	436
商品有価証券の純増()減	40	37
外国為替(資産)の純増()減	113	58
外国為替(負債)の純増減()	-	0
資金運用による収入	9,817	9,665
資金調達による支出	508	595
その他	408	885
小計	5,298	4,954
法人税等の支払額	459	771
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,839	4,182
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	34,064	44,011
有価証券の売却による収入	8,025	23,104
有価証券の償還による収入	28,517	28,343
金銭の信託の増加による支出	-	2,000
有形固定資産の取得による支出	321	322
無形固定資産の取得による支出	25	3
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,131	5,110

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	199	195
配当金の支払額	249	249
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	450	446
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,520	8,846
現金及び現金同等物の期首残高	29,742	30,312
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 36,263	¹ 39,159

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名 株式会社大光ビジネスサービス
たいこうカード株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

会社名 大光リース株式会社
株式会社東北バンキングシステムズ

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日はすべて9月末日であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,103百万円（前連結会計年度末は6,134百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

役員退職慰労引当金

当行は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で役員に対する退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間連結会計期間末現在の未払額151百万円を「その他負債」として計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
株式	195百万円	218百万円

2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	36,511百万円	41,433百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1,241百万円	735百万円
延滞債権額	36,074百万円	33,772百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	19百万円	21百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	882百万円	808百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	38,217百万円	35,336百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	12,767百万円	10,490百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	49,497百万円	49,441百万円
預け金	5百万円	5百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金・敷金	173百万円	173百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	75,237百万円	79,687百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	58,536百万円	63,358百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,141百万円	3,004百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	5,582百万円	5,620百万円

11.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	9,884百万円	9,788百万円

12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれており
ます。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	4,000百万円

13.社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	3,000百万円	3,000百万円

14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	3,118百万円	3,252百万円

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
償却債権取立益	121百万円	293百万円
株式等売却益	-	138百万円

2.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸出金償却	587百万円	546百万円
貸倒引当金繰入額	426百万円	192百万円
株式等償却	213百万円	-

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	-	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	393	0	-	393	(注)
合計	393	0	-	393	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成24年9月30日	平成24年12月7日

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	-	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	396	2	-	398	(注)
合計	396	2	-	398	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権				11		
	合計				11		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
現金預け金勘定	36,263百万円	39,159百万円
現金及び現金同等物	36,263 "	39,159 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1年内	99	80
1年超	619	492
合計	718	572

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	30,312	30,312	-
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	228	228	-
(4) 金銭の信託	3,000	3,000	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,112	15,871	240
その他有価証券	367,499	367,499	-
(6) 貸出金	889,580		
貸倒引当金(*1)	7,933		
	881,646	888,249	6,602
(7) 外国為替	4,158	4,158	-
資産計	1,322,958	1,329,320	6,361
(1) 預金	1,244,907	1,245,164	256
(2) コールマネー及び売渡手形	1,127	1,127	-
(3) 借入金	9,959	10,052	93
(4) 社債	3,000	3,012	12
負債計	1,258,994	1,259,358	363
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	(1)	(1)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	39,159	39,159	-
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	266	266	-
(4) 金銭の信託	5,000	5,000	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,252	12,953	298
その他有価証券	361,600	361,600	-
(6) 貸出金	886,315		
貸倒引当金（*1）	7,562		
	878,752	883,306	4,554
(7) 外国為替	4,100	4,100	-
資産計	1,322,130	1,326,386	4,256
(1) 預金	1,246,070	1,246,318	248
(2) コールマネー及び売渡手形	1,564	1,564	-
(3) 借入金	9,470	9,544	74
(4) 外国為替	0	0	-
(5) 社債	3,000	3,004	4
負債計	1,260,104	1,260,431	326
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	-
デリバティブ取引計	2	2	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（1年以内）であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成25年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成25年9月30日）
非上場株式	794	817
その他	26	19
合 計	821	836

（*1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について15百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	670	672	2
	その他	5,000	5,190	190
	小計	5,670	5,863	193
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,448	2,427	20
	その他	7,994	7,579	414
	小計	10,442	10,007	434
合計		16,112	15,871	240

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	905	907	2
	その他	4,000	4,032	32
	小計	4,905	4,940	35
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,347	2,303	43
	その他	6,000	5,709	290
	小計	8,347	8,013	333
合計		13,252	12,953	298

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,981	2,427	2,553
	債券	301,797	294,785	7,012
	国債	177,662	172,732	4,929
	地方債	45,395	44,334	1,061
	社債	78,739	77,718	1,020
	その他	28,815	23,590	5,224
	小計	335,594	320,804	14,790
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	729	751	22
	債券	23,160	23,231	70
	国債	15,943	15,995	52
	地方債	-	-	-
	社債	7,216	7,235	18
	その他	8,014	8,504	489
	小計	31,904	32,487	582
合計		367,499	353,291	14,208

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,391	2,268	3,122
	債券	277,165	271,314	5,851
	国債	164,383	160,181	4,202
	地方債	42,050	41,197	852
	社債	70,731	69,934	796
	その他	26,554	21,774	4,780
	小計	309,111	295,356	13,754
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	840	921	80
	債券	45,382	45,495	113
	国債	30,527	30,593	66
	地方債	890	891	0
	社債	13,964	14,010	45
	その他	6,266	6,672	406
	小計	52,488	53,089	600
合計		361,600	348,446	13,153

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、57百万円（うち、時価のある株式42百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式15百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1 . 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成25年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成25年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年 3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	14,208
その他有価証券	14,208
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	4,889
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	9,319
() 少数株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	9,319

当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	13,153
その他有価証券	13,153
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	4,501
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,652
() 少数株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	8,652

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	157	-	1	1
	買建	39	-	0	0
合計		-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	331	-	3	3
	買建	127	-	0	0
合計		-	-	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業経費	- 百万円	11百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式209,300株
付与日	平成25年 7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年 7月13日 ~ 平成55年 7月12日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	225.52円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	7,922	2,016	1,231	11,171

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	7,536	2,381	1,312	11,230

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	711.34	711.65
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	71,161	71,211
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	299	320
(うち新株予約権)	百万円	(-)	(11)
(うち少数株主持分)	百万円	(299)	(308)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	70,862	70,891
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	99,617	99,615

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.29	9.48
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	626	944
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	626	944
普通株式の期中平均株式数	千株	99,620	99,615
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	9.48
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	48
うち新株予約権	千株	-	48
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	⁸ 30,312	⁸ 39,159
コールローン	20,000	20,000
商品有価証券	228	266
金銭の信託	3,000	5,000
有価証券	^{1, 2, 8, 14} 384,293	^{1, 2, 8, 14} 375,526
貸出金	^{3, 4, 5, 6, 7, 9} 889,658	^{3, 4, 5, 6, 7, 9} 886,434
外国為替	⁷ 4,158	⁷ 4,100
その他資産	2,976	2,377
その他の資産	⁸ 2,976	⁸ 2,377
有形固定資産	^{10, 11} 14,816	^{10, 11} 14,823
無形固定資産	379	252
繰延税金資産	1,174	1,470
支払承諾見返	2,420	3,686
貸倒引当金	7,802	7,436
資産の部合計	1,345,617	1,345,660
負債の部		
預金	1,244,943	1,246,110
コールマネー	1,127	1,564
借入金	¹² 9,959	¹² 9,470
外国為替	-	0
社債	¹³ 3,000	¹³ 3,000
その他負債	5,751	3,801
未払法人税等	723	356
リース債務	990	868
資産除去債務	119	119
その他の負債	3,918	2,457
賞与引当金	703	782
役員賞与引当金	29	11
退職給付引当金	4,339	4,059
役員退職慰労引当金	178	-
睡眠預金払戻損失引当金	200	213
偶発損失引当金	265	272
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 2,080	¹⁰ 2,062
支払承諾	2,420	3,686
負債の部合計	1,275,000	1,275,033

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	40,802	41,499
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	39,011	39,708
固定資産圧縮積立金	4	3
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	18,007	18,704
自己株式	126	127
株主資本合計	58,884	59,580
その他有価証券評価差額金	9,319	8,652
土地再評価差額金	¹⁰ 2,413	¹⁰ 2,381
評価・換算差額等合計	11,732	11,034
新株予約権	-	11
純資産の部合計	70,617	70,626
負債及び純資産の部合計	1,345,617	1,345,660

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
経常収益	11,009	11,067
資金運用収益	9,632	9,230
(うち貸出金利息)	7,775	7,221
(うち有価証券利息配当金)	1,811	1,963
役務取引等収益	945	979
その他業務収益	215	277
その他経常収益	¹ 216	¹ 578
経常費用	9,969	9,601
資金調達費用	485	373
(うち預金利息)	346	310
役務取引等費用	724	741
その他業務費用	-	305
営業経費	² 7,316	² 7,087
その他経常費用	³ 1,443	³ 1,092
経常利益	1,039	1,466
特別損失	22	78
税引前中間純利益	1,016	1,388
法人税、住民税及び事業税	472	399
法人税等調整額	62	74
法人税等合計	410	474
中間純利益	605	914

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208
資本剰余金合計		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,791	1,791
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,791	1,791
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	-	4
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
当中間期変動額合計	-	0
当中間期末残高	-	3
別途積立金		
当期首残高	21,000	21,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	21,000	21,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	16,898	18,007
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
中間純利益	605	914
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	359	697
当中間期末残高	17,258	18,704

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	39,689	40,802
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
中間純利益	605	914
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	359	696
当中間期末残高	40,049	41,499
自己株式		
当期首残高	125	126
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	126	127
株主資本合計		
当期首残高	57,772	58,884
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
中間純利益	605	914
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	359	696
当中間期末残高	58,132	59,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,376	9,319
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	291	666
当中間期変動額合計	291	666
当中間期末残高	3,084	8,652
土地再評価差額金		
当期首残高	2,438	2,413
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	31
当中間期変動額合計	3	31
当中間期末残高	2,435	2,381
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,814	11,732
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	31
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	291	666
当中間期変動額合計	295	698
当中間期末残高	5,519	11,034

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	11
当中間期変動額合計	-	11
当中間期末残高	-	11
純資産合計		
当期首残高	63,587	70,617
当中間期変動額		
剰余金の配当	249	249
中間純利益	605	914
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	291	654
当中間期変動額合計	64	9
当中間期末残高	63,652	70,626

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：8年～50年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,103百万円（前事業年度末は6,134百万円）であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（追加情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

役員退職慰労引当金

当行は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で役員に対する退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間会計期間末現在の未払額151百万円を「その他の負債」として計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	62百万円	62百万円

2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	36,511百万円	41,433百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1,216百万円	712百万円
延滞債権額	36,067百万円	33,767百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	18百万円	21百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	881百万円	807百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	38,184百万円	35,308百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	12,767百万円	10,490百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	49,497百万円	49,441百万円
預け金	5百万円	5百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金・敷金	173百万円	173百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	72,095百万円	76,682百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	58,536百万円	63,358百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	5,582百万円	5,620百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	9,877百万円	9,781百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	4,000百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	3,000百万円	3,000百万円

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	3,118百万円	3,252百万円

（中間損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
償却債権取立益	121百万円	293百万円
株式等売却益	-	138百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
有形固定資産	296百万円	302百万円
無形固定資産	150百万円	150百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸出金償却	572百万円	535百万円
貸倒引当金繰入額	427百万円	210百万円
株式等償却	213百万円	-

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	393	0	-	393	(注)
合計	393	0	-	393	

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	396	2	-	398	(注)
合計	396	2	-	398	

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	97	76
1年超	619	492
合計	717	568

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.07	9.17
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	605	914
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	605	914
普通株式の期中平均株式数	千株	99,620	99,615
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	9.17
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	48
うち新株予約権	千株	-	48
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) なお、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成25年11月8日開催の取締役会において、第112期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額 249百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日 平成25年12月6日

(ニ) 支払開始日 平成25年12月6日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 昌則	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若松 大輔	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第112期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。